

平成24年3月30日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成23年(ワ)第514号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成24年2月10日

判 決

愛知県一宮市

原 告 垣

愛知県稲沢市

原 告 廣

原告ら訴訟代理人弁護士

同

同

同

同

瀧 康 暢

鈴 木 含 美

小 出 智 加

武 川 真 弓

丹 羽 加 奈 絵

京都市下京区烏丸通五条上高砂町381-1

被 告 アイフル株式会社

同代表者代表取締役 福田 吉 孝

同訴訟代理人支配人 片 平 公 二

主 文

- 1 被告は原告垣[REDACTED]に対し、118万7453円及び内11.6万5315円に対する平成14年2月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は原告廣[REDACTED]に対し、24万9401円及びこれに対する平成12年12月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 原告廣[REDACTED]のその余の請求を棄却する。
- 4 訴訟費用は、原告廣[REDACTED]と被告との間で生じたものを10分し、

その1を同原告の負担とし、その余はすべて被告の負担とする。

5 この判決は、主文第1項に限り、仮に執行することができる。ただし、被告が90万円の担保を供するときは、この仮執行を免れることができる。

6 この判決は、主文第2項に限り、仮に執行することができる。ただし、被告が30万円の担保を供するときは、この仮執行を免れることができる。

### 事実及び理由

(以下、「原告垣[ ]」を「原告垣[ ]」,  
「原告[ ]」を「原告廣[ ]」という。)

#### 第1 請求の趣旨

1 主文第1項と同旨

2 被告は原告廣[ ]に対し、37万4053円及び内37万3684円に対する平成22年11月3日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

3 訴訟費用は被告の負担とする。

4 仮執行宣言

#### 第2 本件事案の概要等

1 本件は、貸金業者である被告との間で金銭消費貸借取引をした原告らが被告に対し、被告との間で行われた金銭消費貸借取引は利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの）所定の制限利率を超過する約定であり、制限利率に引き直して計算すると、過払金が生じているとして、不当利得返還請求権に基づき、過払金と利息の支払を求める事案である。

#### 第3 当事者の主張

1 原告垣[ ]の主張

(1) 原告垣[ ]と貸金業者である被告は、平成3年5月31日、継続的金銭消費貸借契約を締結し、別紙1記載のとおり、平成14年2月7日まで

借入と返済を繰り返した。

- (2) これを利息制限法の制限利率に照らし、引き直し計算をすると、118万7453円の過払金が発生している。なお、被告は、利息制限法を超える利息で貸付をしていることを知りながら、貸付を行っており、悪意の利得者であるので、年5分の利息を付した（利息合計2万2138円）。
- (3) その結果、被告は、原告垣~~〇〇~~の損失によって法律上の原因なくして、請求の趣旨記載の金額と同額の利益を得た。
- (4) よって、原告垣~~〇〇~~は被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、118万7453円及び内116万5315円に対する平成14年2月8日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息の支払を求める。

## 2 原告廣~~〇〇~~の主張

- (1) 原告廣~~〇〇~~と貸金業者である被告は、平成8年9月9日、継続的金銭消費貸借契約を締結して、別紙2記載のとおり、平成22年11月2日まで借入と返済を繰り返した。
- (2) これを利息制限法の制限利率に照らし、引き直し計算をすると、37万4053円の過払金が発生している。なお、被告は、利息制限法を超える利息で貸付をしていることを知りながら、貸付を行っており、悪意の利得者であるので、年5分の利息を付した（利息合計369円）。
- (3) その結果、被告は、原告廣~~〇〇~~の損失によって法律上の原因なくして、請求の趣旨記載の金額と同額の利益を得た。
- (4) よって、原告廣~~〇〇~~は被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、37万4053円及び内37万3684円に対する平成22年11月3日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息の支払を求める。
- (5) 仮に原告廣~~〇〇~~の取引につき、廣~~〇〇~~第1取引と廣~~〇〇~~第2取引とに分断されるとしても、以下のとおり、廣~~〇〇~~第1取引で発生した過払金債権は、時効消滅していない。

原告廣~~○~~は、平成22年11月15日、原告代理人事務所に過払金の返還請求を依頼し、全貸金業者に対し、弁護士の受任通知、過払金の催告を行った。

同年12月10日、原告代理人事務所の事務職員は、被告に電話し、被告の社員に対して、取引履歴の開示を請求し、併せて過払金が発生していればその請求をする旨を告げた。

平成23年1月6日、被告から原告廣~~○~~の取引履歴が到達した。

平成22年12月10日の原告代理人事務所の事務職員による催告後、6か月経過する前の平成23年6月9日、本訴を提起した。

以上のとおり、被告廣~~○~~は催告した日から6か月経過前である本訴を提起しているため、原告廣~~○~~の廣~~○~~第1取引にかかる過払金債権は時効消滅していない。

### 3 原告らの主張・・・悪意の受益者について

被告は、被告の返済方式が、元金定額方式であるので、最高裁平成23年12月1日判決（以下「最高裁判決①」という。）の適用がないと主張する。最高裁判決①は、17条書面の記載要件を欠く場合、貸金業者の悪意推知は覆滅しない旨を判示した判決である。ところで、貸金業施行規則13条1項1号チは、17条書面の記載事項として「各回の返済期日及び返済金額」の記載を要件としている。元金定額返済の場合、被告作成の金銭消費貸借基本契約書兼告知書の返済方式欄の(2)によれば、毎回の最低返済額は、借入後残高が20万円超50万円以下の範囲では、毎回の元金支払額は1万円以上で、これに支払期日ごとの利息を加えた合計額を弁済しなければならないことになる。これを計算式で示せば、

$$1 \text{ 万円} + (\text{前回取引時の残債務額} \times \text{利率} \times \text{経過日数} \div 365)$$

となる。貸金業施行規則13条1項1号チは、毎回弁済の返済金額を記載すれば足りるとしているのではなく、「各回の返済金額」の記載を法

定記載事項としている。したがって、完済に至るまで全部の各回の返済金額の記載が必要となる。例えば、借入残高が30万円であれば、上記計算を30回繰り返さなければ、各回の返済金額は確定的な数値として明らかにできない。そして、現実にその計算を、借入に際して行うことは、一般消費者にとっては不可能である。したがって、元金定額返済の場合、「各回の返済期日及び返済金額」の記載要件を満たすためには、エイワなどが発行しているように、完済までの償還表を発行しなければならない。人は、眼前の消費衝動を抑えることができず、利率を度外視して借入をしてしまうことがあるが、これを防ぐには、借入に際して、どれくらいの期間、毎月いくら返済するのか借主に明確に認識させて、収支や雇用状況等に照らして、返済を継続して完済が可能であるかを判断するための基礎情報を提供する必要がある。そこで、貸金業の規制等に関する法律（平成18年法律第115号によって法律の題名が貸金業法と改められた。以下「貸金業法」という。）は、短期的な弁済計画の参考として、「各回の返済期日と返済金額」を、長期的な返済計画の参考として「返済期間及び返済回数」を法定の記載事項としたのであるから、借入の時に返済期間、返済回数、各回の返済金額を確定的な数値として記載できない危うい金銭消費貸借は、みなし弁済の恩恵が及ぶ対象外である。このような観点から、具体的一義的かつ明確な「返済期間・返済回数」「各回の返済金額」の記載が必要であることは、学説・裁判例とも圧倒的に支配的であったことは最高裁判決①が述べるとおりである。仮に「返済期間・返済回数」の計算が可能であるとしても、「各回の返済金額」を算出することは現実には不可能であるから法定記載事項の要件を欠くことは明らかである。よって、被告には、見なし弁済の適用があるとの認識を有するに至ったことにつきやむを得ないといえる特段の事情はないので、悪意の受益者である。

#### 4 被告の主張

(1) 原告垣~~〇〇~~の取引の個数

原告垣~~〇〇~~と被告との取引は、平成3年5月31日に申込み同日金銭消費貸借基本契約が締結され契約番号を262011129001030531とする垣~~〇〇~~第1取引（別紙3参照）と、平成3年6月19日に申込み同日金銭消費貸借基本契約が締結され契約番号を262011129002030619とする垣~~〇〇~~第2取引（別紙4参照）と、平成7年8月3日に申込み同日金銭消費貸借基本契約が締結され契約番号を262011129002070803とする垣~~〇〇~~第3取引（別紙5参照）に別れる。

各取引は、各個別に申込みを受け、十分な本人確認の上で勤務状況、他社借入状況、所得状況その他についてそれぞれ厳格は査定を行い実施ししており、垣~~〇〇~~第1取引と垣~~〇〇~~第2取引との空白期間は9日、垣~~〇〇~~第2取引と垣~~〇〇~~第3取引との空白期間は238日であり、各契約の限度額は、垣~~〇〇~~第1取引が3万円、垣~~〇〇~~第2取引が50万円、垣~~〇〇~~第3取引が50万円であり、契約における利率は、垣~~〇〇~~第1取引は年24.820パーセント、垣~~〇〇~~第2取引は年34.000パーセントないし36.427パーセント、垣~~〇〇~~第3取引は年27.500パーセントないし27.740パーセントと異なっており、垣~~〇〇~~第1取引及び垣~~〇〇~~第2取引の各終了に際しては、毎月の支払額とは明らかに異なった端数額の支払をして、契約書の返却を受けていることから、取引を終了させるための強い意志があったことは明らかであって、3つの取引である。

(2) 原告廣~~〇〇~~の取引の個数

原告廣~~〇〇~~と被告との取引は、平成8年8月30日に契約が締結されて、平成12年12月14日に終了する契約番号332026708001080830の廣~~〇〇~~第1取引（別紙6参照）と、平成22年10月12日に契約が締結されて、同年11月2日に終了する契約番号03320026708001003の廣~~〇〇~~第2取引（別紙7参照）に別れる。

各取引は、各個別に申込みを受け、十分な本人確認の上で勤務状況、他社借入状況、所得状況その他についてそれぞれ厳格に査定を行い実施しており、廣~~第~~第1取引と廣~~第~~第2取引との空白期間は3589日と長期間であり、各取引の契約日に、被告はATM利用のためのカードを発行し、原告はこれを受領しており、契約の限度額は、廣~~第~~第1取引が50万円、廣~~第~~第2取引が247万円であり、契約における利率は、廣~~第~~第1取引は年27.500パーセントないし29.200パーセント、廣~~第~~第2取引は年15.000パーセントと異なっており、廣~~第~~第1取引の終了に際しては、毎月の支払額とは明らかに異なった端数額の支払をして、契約書の返却を受けていることから、取引を終了させるための強い意志があったことは明らかであって、2つの取引である。

(3) 消滅時効

被告は、原告らが本訴提起から10年よりも前に支払ったことによつて発生した過払金について、民法167条の消滅時効を援用する。そこで、別紙3、4、6の最終行の「元金残高」欄に「時効★」と記載された過払金合計は、時効によって消滅した。

(4) 悪意の受益者の主張に対して

被告が悪意の受益者であるとの主張は争う。被告は、登録した貸金業者であり、原告らとの金銭消費貸借取引を行うに際し、貸金業法などで定められた書面を遅滞なく交付しており、かつ原告らの支払は任意になされたものであるから、貸金業法43条1項の規定が適用され、被告が制限超過利息を含む原告らの支払を受領した行為は有効である。

なお、被告の返済方式は元金定額方式であるので、リボルビング方式に関する最高裁判決①の適用がない

(5) 計算関係

仮に被告が悪意の受益者であっても、過払金に発生する利息を新たに発生した借入金債務に充当する理由はない。

仮に被告が悪意の受益者であると評価されたとしても、民法704条の利息を付すべき始期は訴状送達の日とすべきである。

#### 第4 当裁判所の判断

##### 1 原告垣~~〇〇~~の取引について

証拠（甲2の2，乙5の1及び2，乙6の1及び2，乙10，乙12，乙16）及び弁論の全趣旨によれば、原告垣~~〇〇~~は、平成3年5月31日、被告に対して、申込みカード（乙5の1）を作成してこれを差し入れ、被告との間で、金銭消費貸借基本契約を締結し、この基本契約に基づいて同日から平成6年12月8日まで別紙1の1ないし75に記載のとおり、借入と返済を繰り返したこと（以下「垣~~〇〇~~前期取引」という。）、垣~~〇〇~~前期取引の約定利率は平成3年5月31日は年24.820パーセントであったが、2回目の借入である同年6月19日以降は年34.000パーセントないし36.427パーセントであったこと、被告は、平成3年6月19日、上記契約に基づく取引のため、原告垣~~〇〇~~に対してカードを発行したこと（乙5の2）、垣~~〇〇~~前期取引の終了後に基本契約書の返還やカードの返却がなされたか否かは不明であること、原告垣~~〇〇~~は、平成7年8月3日、被告に対し、改めて申込みカード（乙6の1）を作成してこれを差し入れ、被告との間で、金銭消費貸借基本契約を締結し、この基本契約に基づいて同日から平成14年2月7日まで別紙1の76ないし207に記載のとおり、借入と返済を繰り返したこと（以下「垣~~〇〇~~後期取引」という。）、被告は、平成7年8月3日、上記契約に基づく取引のため、原告垣~~〇〇~~に対し、改めてカードを発行したこと（乙6の2）、垣~~〇〇~~後期取引の約定利率は年27.500パーセントないし27.740パーセントであることが認められる。

被告は、垣~~〇〇~~第1取引と垣~~〇〇~~第2取引とが別個であると主張するが、いずれも同じ申込みカード（乙5の2のお客様ご記入欄参照）を用いて取引を行っており、別個の与信審査が行われた形跡はなく、両者は1個の基本



契約に基づく取引（垣~~〇~~前期取引）と認められる。

上記認定のとおり，原告垣~~〇~~と被告との取引は，2個の基本契約に基づくものではあるが，3年以上もしくは6年以上の取引に対して，空白期間は8か月程度で，比較的短期間であること，垣~~〇~~前期取引の終了後に基本契約書の返還やカードの返却がなされたか否かは不明であることなど上記の諸事情を総合勘案すると，両者は1個の取引と評価することができる。

## 2 原告廣~~〇~~の取引について

証拠（甲3の2，乙7の1及び2，乙8の1及び2，乙9の1及び2，乙13，乙14，乙17）及び弁論の全趣旨によれば，原告廣~~〇~~は，平成8年8月30日，被告に対して，申込みカード（乙7の1）を作成してこれを差し入れ，被告との間で，金銭消費貸借基本契約を締結し，この基本契約に基づいて同年9月9日から平成12年12月14日まで別紙2の1ないし89に記載のとおり，借入と返済を繰り返したこと（廣~~〇~~第1取引），上記取引の約定利率は年27.500パーセントないし29.200パーセントであること，被告は，平成8年8月30日，上記契約に基づく取引のため，原告廣~~〇~~に対してカードを発行したこと（乙7の2），廣~~〇~~第1取引の終了後に基本契約書の返還やカードの返却がなされたか否かは不明であること，原告廣~~〇~~は，平成22年10月12日，被告に対し，カード入会申込書兼契約書（乙9の1）を作成してこれを差し入れ，被告との間で，金銭消費貸借基本契約を締結し，この基本契約に基づいて同日から平成22年11月2日まで別紙2の90ないし102に記載のとおり，借入と返済を繰り返したこと（廣~~〇~~第2取引），被告は，平成22年10月12日頃，上記契約に基づく取引のため，原告廣~~〇~~に対し，アイフルカードを発行したこと，廣~~〇~~第2取引の約定利率は年15.000パーセントであることが認められる。

上記認定のとおり，原告廣~~〇~~と被告との取引は，2個の基本契約に基づくものであり，廣~~〇~~第1取引と廣~~〇~~第2取引との間の空白期間が9年以上

の極めて長期間にわたること、約定利率が大きく異なることなど上記の諸事情を総合勘案すると、両者を1個の取引と評価することはできない。

### 3 消滅時効の主張について

被告は、消滅時効の主張をするので、廣~~比~~第1取引について検討を要するところ、証拠（甲13ないし甲15）及び弁論の全趣旨によれば、原告廣~~比~~は、平成22年11月15日、原告代理人事務所に過払金の返還請求を依頼し、被告を含む貸金業者に対し、弁護士の受任通知、過払金の催告を行ったこと、同年12月10日、原告代理人事務所の事務職員は、被告に電話し、被告の社員に対して、取引履歴の開示を請求し、併せて過払金が発生していればその請求をする旨を告げたこと、平成23年1月6日、被告から原告代理人事務所に原告廣~~比~~の取引履歴が届けられたこと、原告代理人は、平成23年6月9日、本訴を提起したことが認められる。

以上のおり、<sup>✓</sup>被告廣~~比~~<sub>原</sub>は平成22年12月10日に被告に対して本件過払金の支払を催告し、この日から6か月経過前である平成23年6月9日本訴を提起しているので、原告廣~~比~~の廣比第1取引にかかる過払金債権の時効は中断しており消滅していない。

### 4 悪意の受益者について

被告は、悪意の受益者であることを争うけれども、貸金業者が利息制限法所定の制限を超える利息を受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのように認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえるような特段の事情があるときでない限り、民法704条の「悪意の受益者」とであると推定されるところ、被告は、同法43条1項の適用について18条書面として主張する書面は、「各回の返済金額」について記載を欠くものであるから、18条書面ということはず、本件全証拠によっても、このような書面を交付したことがやむを得ないといえる事情を認めることができないので、被告の主張は採用できない。

以上のとおり、被告を悪意の受益者と推定するほかないので、民法704条に従い、被告は過払金を受領した日からこれに対して年5分の割合による利息の支払義務がある。

## 5 結論

以上によれば、原告垣~~〇~~の請求は、別紙1記載のとおり、理由があるから認容し、原告廣~~〇~~の請求は、廣~~〇~~第2取引は、別紙8記載のとおり、過払金が発生しておらず、廣~~〇~~第1取引につき、24万9401円及びこれに対する平成12年12月15日から支払済みまで年5分の割合による利息の支払を求める限度で理由があら認容し、その余は理由がないから棄却することとし、仮執行宣言とその免脱につき、民事訴訟法259条1項、3項を適用して、主文のとおり判決する。

名古屋地方裁判所一宮支部

裁判官 鬼 頭 清 貴

## 利息制限法に基づく法定金利計算書

(1円未満切捨。利息計算は閏年を366日とする。過払利息計算は閏年を366日とする。)

債務者: 垣 株式会社

過払利率 5%

口座番号: 0262-0011129-001,0262-0011129-002

貸金業者: アイフル株式会社

作成者: 弁護士法人 公園通法律事務所

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
1	H3. 5. 31	30,000		0.2				30,000		
2	H3. 6. 10		30,224	0.2	11	180	0	-44	0	0
3	H3. 6. 19	200,000		0.18	9	0	0	199,956	0	0
4	H3. 7. 12		50,000	0.18	23	2,267	0	152,223	0	0
5	H3. 7. 18	40,000		0.18	6	450	450	192,223	0	0
6	H3. 8. 14		20,000	0.18	27	2,559	0	175,232	0	0
7	H3. 9. 12		11,000	0.18	29	2,506	0	166,738	0	0
8	H3. 10. 3	20,000		0.18	21	1,726	1,726	186,738	0	0
9	H3. 10. 17		12,000	0.18	14	1,289	0	177,753	0	0
10	H3. 11. 11		12,000	0.18	25	2,191	0	167,944	0	0
11	H3. 11. 22	17,000		0.18	11	911	911	184,944	0	0
12	H3. 12. 10		20,000	0.18	18	1,641	0	167,496	0	0
13	H4. 1. 13		12,000	0.18	34	2,805	0	158,301	0	0
14	H4. 1. 13	20,000		0.18	0	0	0	178,301	0	0
15	H4. 2. 13		11,000	0.18	31	2,718	0	170,019	0	0
16	H4. 2. 28	5,000		0.18	15	1,254	1,254	175,019	0	0
17	H4. 3. 12		11,000	0.18	13	1,118	0	166,391	0	0
18	H4. 4. 2	6,000		0.18	21	1,718	1,718	172,391	0	0
19	H4. 4. 13		11,000	0.18	11	932	0	164,041	0	0
20	H4. 5. 11		20,000	0.18	28	2,258	0	146,299	0	0
21	H4. 5. 11	19,000		0.18	0	0	0	165,299	0	0
22	H4. 6. 12		7,062	0.18	32	2,601	0	160,838	0	0
23	H4. 6. 12	101,000		0.18	0	0	0	261,838	0	0
24	H4. 7. 13		20,000	0.18	31	3,991	0	245,829	0	0
25	H4. 7. 13	10,000		0.18	0	0	0	255,829	0	0
26	H4. 8. 11		20,000	0.18	29	3,648	0	239,477	0	0
27	H4. 8. 31	11,000		0.18	20	2,355	2,355	250,477	0	0
28	H4. 9. 10		20,000	0.18	10	1,231	0	234,063	0	0
29	H4. 9. 10	12,000		0.18	0	0	0	246,063	0	0
30	H4. 10. 9		20,000	0.18	29	3,509	0	229,572	0	0
31	H4. 11. 4	11,000		0.18	26	2,935	2,935	240,572	0	0
32	H4. 11. 12		20,000	0.18	8	946	0	224,453	0	0
33	H4. 11. 12	10,000		0.18	0	0	0	234,453	0	0
34	H4. 12. 4		6,951	0.18	22	2,536	0	230,038	0	0
35	H4. 12. 4	201,000		0.18	0	0	0	431,038	0	0
36	H4. 12. 17		30,000	0.18	13	2,755	0	403,793	0	0
37	H4. 12. 17	23,000		0.18	0	0	0	426,793	0	0
38	H5. 1. 12		30,000	0.18	26	5,464	0	402,257	0	0
39	H5. 1. 12	18,000		0.18	0	0	0	420,257	0	0
40	H5. 2. 15		26,000	0.18	34	7,046	0	401,303	0	0
41	H5. 3. 1	10,000		0.18	14	2,770	2,770	411,303	0	0
42	H5. 3. 12		30,000	0.18	11	2,231	0	386,304	0	0
43	H5. 3. 12	19,000		0.18	0	0	0	405,304	0	0
44	H5. 4. 12		30,000	0.18	31	6,196	0	381,500	0	0
45	H5. 5. 17		26,000	0.18	35	6,584	0	362,084	0	0
46	H5. 6. 10		21,000	0.18	24	4,285	0	345,369	0	0
47	H5. 7. 12		24,000	0.18	32	5,450	0	326,819	0	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
48	H5. 8. 17		26,000	0.18	36	5,802	0	306,621	0	0
49	H5. 9. 13		22,000	0.18	27	4,082	0	288,703	0	0
50	H5. 10. 13		30,000	0.18	30	4,271	0	262,974	0	0
51	H5. 11. 8	86,000		0.18	26	3,371	3,371	348,974	0	0
52	H5. 11. 15		13,359	0.18	7	1,204	0	340,190	0	0
53	H5. 11. 15		16,641	0.18	0	0	0	323,549	0	0
54	H5. 12. 15		13,501	0.18	30	4,786	0	314,834	0	0
55	H5. 12. 15		16,499	0.18	0	0	0	298,335	0	0
56	H6. 1. 7		20,000	0.18	23	3,383	0	281,718	0	0
57	H6. 2. 14		30,000	0.18	38	5,279	0	256,997	0	0
58	H6. 2. 25	57,000		0.18	11	1,394	1,394	313,997	0	0
59	H6. 3. 15		30,000	0.18	18	2,787	0	288,178	0	0
60	H6. 4. 11		30,000	0.18	27	3,837	0	262,015	0	0
61	H6. 5. 6	20,000		0.18	25	3,230	3,230	282,015	0	0
62	H6. 5. 13		30,000	0.18	7	973	0	256,218	0	0
63	H6. 6. 1	25,000		0.18	19	2,400	2,400	281,218	0	0
64	H6. 6. 13		24,000	0.18	12	1,664	0	261,282	0	0
65	H6. 7. 8		22,000	0.18	25	3,221	0	242,503	0	0
66	H6. 7. 28	25,000		0.18	20	2,391	2,391	267,503	0	0
67	H6. 8. 12		15,793	0.18	15	1,978	0	256,079	0	0
68	H6. 8. 12		14,207	0.18	0	0	0	241,872	0	0
69	H6. 9. 1	16,000		0.18	20	2,385	2,385	257,872	0	0
70	H6. 9. 9		23,000	0.18	8	1,017	0	238,274	0	0
71	H6. 10. 4	10,000		0.18	25	2,937	2,937	248,274	0	0
72	H6. 10. 11		30,000	0.18	7	857	0	222,068	0	0
73	H6. 10. 28	15,000		0.18	17	1,861	1,861	237,068	0	0
74	H6. 11. 10		30,000	0.18	13	1,519	0	210,448	0	0
75	H6. 12. 8		495,577	0.18	28	2,905	0	-282,224	0	0
76	H7. 8. 3	400,000		0.18	238	0	0	108,575	-9,201	0
77	H7. 8. 14		14,000	0.18	11	588	0	95,163	0	0
78	H7. 9. 13		20,000	0.18	30	1,407	0	76,570	0	0
79	H7. 10. 13		20,000	0.18	30	1,132	0	57,702	0	0
80	H7. 10. 13	30,000		0.18	0	0	0	87,702	0	0
81	H7. 11. 10		18,473	0.18	28	1,211	0	70,440	0	0
82	H7. 11. 10		381,527	0.18	0	0	0	-311,087	0	0
83	H7. 11. 10		5,634	0.18	0	0	0	-316,721	0	0
84	H7. 11. 27	50,000		0.18	17	0	0	-267,458	-737	0
85	H7. 12. 4	150,000		0.18	7	0	0	-117,714	-256	0
86	H7. 12. 15		10,000	0.18	11	0	0	-127,714	-177	-177
87	H7. 12. 15	50,000		0.18	0	0	0	-77,891	0	0
88	H7. 12. 25	75,000		0.18	10	0	0	-2,997	-106	0
89	H8. 1. 10		20,000	0.18	16	0	0	-22,997	-6	-6
90	H8. 1. 24	30,000		0.18	14	0	0	6,954	-43	0
91	H8. 2. 2	50,000		0.18	9	30	30	56,954	0	0
92	H8. 2. 14		20,000	0.18	12	336	0	37,320	0	0
93	H8. 2. 23	28,000		0.18	9	165	165	65,320	0	0
94	H8. 3. 6		20,000	0.18	12	385	0	45,870	0	0
95	H8. 4. 10		21,000	0.18	35	789	0	25,659	0	0
96	H8. 4. 10	20,000		0.18	0	0	0	45,659	0	0
97	H8. 5. 11		20,000	0.18	31	696	0	26,355	0	0
98	H8. 5. 11	15,000		0.18	0	0	0	41,355	0	0
99	H8. 6. 13		31,000	0.18	33	671	0	11,026	0	0
100	H8. 6. 13	21,000		0.18	0	0	0	32,026	0	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
101	H8. 7. 10		18,218	0.18	27	425	0	14,233	0	0
102	H8. 8. 10		19,183	0.18	31	216	0	-4,734	0	0
103	H8. 8. 21	20,000		0.18	11	0	0	15,259	-7	0
104	H8. 9. 11		20,000	0.18	21	157	0	-4,584	0	0
105	H8. 9. 11	10,000		0.18	0	0	0	5,416	0	0
106	H8. 10. 1		6,422	0.18	20	53	0	-953	0	0
107	H8. 10. 1	61,000		0.18	0	0	0	60,047	0	0
108	H8. 10. 4	40,000		0.18	3	88	88	100,047	0	0
109	H8. 10. 16		20,000	0.18	12	590	0	80,725	0	0
110	H8. 10. 16	14,000		0.18	0	0	0	94,725	0	0
111	H8. 11. 15		21,303	0.18	30	1,397	0	74,819	0	0
112	H8. 11. 15	10,000		0.18	0	0	0	84,819	0	0
113	H8. 12. 15		22,000	0.18	30	1,251	0	64,070	0	0
114	H8. 12. 15	11,000		0.18	0	0	0	75,070	0	0
115	H9. 1. 15		22,000	0.18	31	1,146	0	54,216	0	0
116	H9. 1. 15	10,000		0.18	0	0	0	64,216	0	0
117	H9. 2. 13		25,000	0.18	29	918	0	40,134	0	0
118	H9. 2. 13	14,000		0.18	0	0	0	54,134	0	0
119	H9. 3. 19		20,000	0.18	34	907	0	35,041	0	0
120	H9. 3. 19	7,000		0.18	0	0	0	42,041	0	0
121	H9. 4. 17		30,000	0.18	29	601	0	12,642	0	0
122	H9. 4. 17	19,000		0.18	0	0	0	31,642	0	0
123	H9. 5. 13		20,000	0.18	26	405	0	12,047	0	0
124	H9. 5. 13	10,000		0.18	0	0	0	22,047	0	0
125	H9. 6. 13		22,000	0.18	31	337	0	384	0	0
126	H9. 7. 1	10,000		0.18	18	3	3	10,384	0	0
127	H9. 7. 14		30,000	0.18	13	66	0	-19,547	0	0
128	H9. 7. 14	19,000		0.18	0	0	0	-547	0	0
129	H9. 8. 14		30,000	0.18	31	0	0	-30,547	-2	-2
130	H9. 8. 14	18,000		0.18	0	0	0	-12,549	0	0
131	H9. 9. 15		21,000	0.18	32	0	0	-33,549	-55	-55
132	H9. 9. 15	9,000		0.18	0	0	0	-24,604	0	0
133	H9. 10. 13		21,000	0.18	28	0	0	-45,604	-94	-94
134	H9. 10. 13	11,000		0.18	0	0	0	-34,698	0	0
135	H9. 11. 12		21,000	0.18	30	0	0	-55,698	-142	-142
136	H9. 11. 12	9,000		0.18	0	0	0	-46,840	0	0
137	H9. 12. 10		21,000	0.18	28	0	0	-67,840	-179	-179
138	H9. 12. 10	11,000		0.18	0	0	0	-57,019	0	0
139	H10. 1. 14		25,000	0.18	35	0	0	-82,019	-273	-273
140	H10. 1. 14	11,000		0.18	0	0	0	-71,292	0	0
141	H10. 2. 10		30,000	0.18	27	0	0	-101,292	-263	-263
142	H10. 2. 10	20,000		0.18	0	0	0	-81,555	0	0
143	H10. 3. 11		25,000	0.18	29	0	0	-106,555	-323	-323
144	H10. 3. 11	14,000		0.18	0	0	0	-92,878	0	0
145	H10. 4. 11		25,000	0.18	31	0	0	-117,878	-394	-394
146	H10. 4. 11	13,000		0.18	0	0	0	-105,272	0	0
147	H10. 5. 13		22,500	0.18	32	0	0	-127,772	-461	-461
148	H10. 6. 13		32,000	0.18	31	0	0	-159,772	-542	-1,003
149	H10. 6. 13	31,000		0.18	0	0	0	-129,775	0	0
150	H10. 7. 13		21,304	0.18	30	0	0	-151,079	-533	-533
151	H10. 8. 11		21,000	0.18	29	0	0	-172,079	-600	-1,133
152	H10. 9. 10		21,000	0.18	30	0	0	-193,079	-707	-1,840
153	H10. 9. 30	30,000		0.18	20	0	0	-165,447	-528	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
154	H10. 10. 12		22,000	0.18	12	0	0	-187,447	-271	-271
155	H10. 10. 12	11,000		0.18	0	0	0	-176,718	0	0
156	H10. 11. 11		21,000	0.18	30	0	0	-197,718	-726	-726
157	H10. 12. 14		22,000	0.18	33	0	0	-219,718	-893	-1,619
158	H11. 1. 11		22,000	0.18	28	0	0	-241,718	-842	-2,461
159	H11. 2. 12		22,000	0.18	32	0	0	-263,718	-1,059	-3,520
160	H11. 2. 24	42,000		0.18	12	0	0	-225,671	-433	0
161	H11. 3. 13		21,000	0.18	17	0	0	-246,671	-525	-525
162	H11. 3. 13	11,000		0.18	0	0	0	-236,196	0	0
163	H11. 4. 12		20,000	0.18	30	0	0	-256,196	-970	-970
164	H11. 5. 8	9,000		0.18	26	0	0	-249,078	-912	0
165	H11. 5. 12		20,000	0.18	4	0	0	-269,078	-136	-136
166	H11. 6. 14		20,000	0.18	33	0	0	-289,078	-1,216	-1,352
167	H11. 7. 13		20,000	0.18	29	0	0	-309,078	-1,148	-2,500
168	H11. 8. 12		20,000	0.18	30	0	0	-329,078	-1,270	-3,770
169	H11. 9. 13		20,000	0.18	32	0	0	-349,078	-1,442	-5,212
170	H11. 9. 27	44,000		0.18	14	0	0	-310,959	-669	0
171	H11. 10. 13		20,000	0.18	16	0	0	-330,959	-681	-681
172	H11. 11. 12		20,000	0.18	30	0	0	-350,959	-1,360	-2,041
173	H11. 12. 13		20,000	0.18	31	0	0	-370,959	-1,490	-3,531
174	H11. 12. 30	27,000		0.18	17	0	0	-348,353	-863	0
175	H12. 1. 12		20,000	0.18	13	0	0	-368,353	-618	-618
176	H12. 2. 14		22,000	0.18	33	0	0	-390,353	-1,660	-2,278
177	H12. 2. 14	18,000		0.18	0	0	0	-374,631	0	0
178	H12. 3. 13		20,000	0.18	28	0	0	-394,631	-1,433	-1,433
179	H12. 4. 11		21,000	0.18	29	0	0	-415,631	-1,563	-2,996
180	H12. 4. 11	20,000		0.18	0	0	0	-398,627	0	0
181	H12. 5. 12		22,000	0.18	31	0	0	-420,627	-1,688	-1,688
182	H12. 5. 12	10,000		0.18	0	0	0	-412,315	0	0
183	H12. 6. 12		21,000	0.18	31	0	0	-433,315	-1,746	-1,746
184	H12. 7. 13		21,000	0.18	31	0	0	-454,315	-1,835	-3,581
185	H12. 8. 14		21,000	0.18	32	0	0	-475,315	-1,986	-5,567
186	H12. 9. 4	29,000		0.18	21	0	0	-453,245	-1,363	0
187	H12. 9. 12		21,000	0.18	8	0	0	-474,245	-495	-495
188	H12. 10. 12		21,000	0.18	30	0	0	-495,245	-1,943	-2,438
189	H12. 11. 13		21,000	0.18	32	0	0	-516,245	-2,165	-4,603
190	H12. 11. 21	30,000		0.18	8	0	0	-491,412	-564	0
191	H12. 12. 12		21,000	0.18	21	0	0	-512,412	-1,409	-1,409
192	H13. 1. 12		21,000	0.18	31	0	0	-533,412	-2,172	-3,581
193	H13. 2. 13		20,000	0.18	32	0	0	-553,412	-2,338	-5,919
194	H13. 3. 13		21,000	0.18	28	0	0	-574,412	-2,122	-8,041
195	H13. 3. 26	39,000		0.18	13	0	0	-544,475	-1,022	0
196	H13. 4. 12		21,000	0.18	17	0	0	-565,475	-1,267	-1,267
197	H13. 5. 14		20,000	0.18	32	0	0	-585,475	-2,478	-3,745
198	H13. 6. 8	18,000		0.18	25	0	0	-573,225	-2,005	0
199	H13. 6. 13		20,000	0.18	5	0	0	-593,225	-392	-392
200	H13. 7. 13		20,000	0.18	30	0	0	-613,225	-2,437	-2,829
201	H13. 8. 13		21,000	0.18	31	0	0	-634,225	-2,604	-5,433
202	H13. 9. 13		21,000	0.18	31	0	0	-655,225	-2,693	-8,126
203	H13. 10. 12		21,000	0.18	29	0	0	-676,225	-2,602	-10,728
204	H13. 11. 12		21,000	0.18	31	0	0	-697,225	-2,871	-13,599
205	H13. 12. 12		21,000	0.18	30	0	0	-718,225	-2,865	-16,464
206	H14. 1. 15		21,000	0.18	34	0	0	-739,225	-3,345	-19,809

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
207	H14. 2. 7		426,090	0.18	23	0	0	-1,165,315	-2,329	-22,138
208				0.18	0	0	合計	-1,187,453	0	0



